

地域防災計画（原子力編）の見直しの概要について

平成25年 2 月 15 日

1 基本的な考え方

- (1) 京都府では、国に先行して暫定計画を策定していたが、今般、国の原子力災害対策指針、地域防災計画作成マニュアル等が見直されたことを踏まえ、地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）を見直す。
- (2) SPEEDI の予測を踏まえた広域避難計画（災害時要配慮者対策を含む）を新たに盛り込む。
- (3) 「関西防災・減災プラン」との整合を図る。（広域避難対策、水資源の確保等）
- (4) 今後の原子力災害対策指針等の改定に伴い、地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）を順次見直す。

【今後の改定事項】

- ・防護基準（EAL・OIL）
- ・緊急時モニタリング体制
- ・緊急被ばく医療体制（安定ヨウ素剤の取扱いを含む） など

2 主な見直しのポイント

(1) 総 則

- ① 高浜及び大飯発電所を対象
- ② 福島第一原子力発電所事故のような放射性物質が広範囲に影響を及ぼす過酷事故を想定
- ③ 防災対策を重点的に充実すべき地域は、国の広域的な地域防災に関する協議会で協議中であるが、当面、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）として高浜発電所から概ね 5km、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として高浜発電所から概ね 30km、大飯発電所から概ね 32.5km とする。

(2) 原子力災害事前対策

- ① 府、国、市町村、関西広域連合、関係機関等との情報通信ネットワークの強化、住民等への的確な情報伝達体制の整備
- ② 過酷事故が起こった場合、長期に及ぶ場合において対応可能な本部体制等の整備
- ③ 緊急時モニタリング体制の整備
- ④ 広域避難計画の策定、関係市町等の避難計画策定支援、関西広域連合を含めた広域的な応援協力体制の拡充・強化
- ⑤ 災害時要配慮者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保
- ⑥ 被ばく医療体制（スクリーニングを含む）の整備
- ⑦ 過酷事故等を想定した訓練の実施

(3) 緊急事態応急対策

- ① 緊急事態における防災対策の実施（情報伝達、緊急時モニタリング体制、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配付等の緊急被ばく医療対策等）
- ② PAZ、UPZにおける防護活動及び広域避難対策の実施
- ③ 避難場所等における災害時要配慮者に配慮した対策の実施
- ④ ボランティア、義援金等の受入れ
- ⑤ 避難指示区域における庁舎の退避、業務継続計画による重要業務の継続
- ⑥ 水資源対策、家庭動物等の対策

(4) 原子力災害中長期対策

- ① 現地対策本部や原子力被災者生活支援チームと連携した原子力災害事後対策、被災者の生活支援の実施
- ② 国・府・市町村協議の上、状況に応じた避難区域を見直し
- ③ 国、市町村、原子力事業者、関係機関と連携した除染や放射性廃棄物の処理の実施
- ④ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底